



発行 新潟県  
**第 85 号**  
 平成25年10月29日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1238 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 1239 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 1240 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1241 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1242 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 1243 道路の区域変更（道路管理課）
- 1244 道路の供用開始（道路管理課）
- 1245 道路の区域変更（道路管理課）
- 1246 道路の供用開始（道路管理課）
- 1247 道路の区域変更（道路管理課）
- 1248 道路の供用開始（道路管理課）
- 1249 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1250 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1251 都市計画事業の認可（都市政策課）

公 告

特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局管理規程

6 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

選挙管理委員会規程

10 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

教育委員会告示

14 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）

教育委員会公告

平成26年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集（高等学校教育課）

平成26年4月県立中学校及び県立中等教育学校の生徒募集（高等学校教育課）

告 示

◎新潟県告示第1238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

佐藤歯科医院	燕市分水文京町2-1	平成25年9月1日
ウエルシア薬局上越大潟店	上越市大潟区下小船津浜1165-16	平成25年8月7日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1丁目3番32号	平成25年8月1日
アイン薬局 村上新町店	村上市新町6番52号	平成25年10月7日
大手薬局 吉田店	燕市吉田堤町3番20号	平成25年9月2日
堀之内駅前薬局	魚沼市堀之内4036-2	平成25年10月1日
ゆきあかり調剤薬局	南魚沼市下一日市855番地	平成25年10月1日
くしがた調剤薬局	胎内市表町6番17-6	平成25年10月2日
こぶし訪問看護ステーション大島	長岡市大島町字谷内甲1161番地	平成25年10月1日

## ◎新潟県告示第1239号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
島田医院	糸魚川市大字越111番地	平成25年9月12日
中澤医院	南魚沼市六日町2807-2	平成25年10月10日
古俣内科医院	胎内市東本町22番31号	平成25年9月30日
医療法人社団 祐志会 久代歯科医院	柏崎市藤元町13-4	平成25年10月1日
十日町市国民健康保険中里歯科診療所	十日町市上山己2194番地	平成25年9月30日
有限会社 金谷薬局エルマール店	上越市西本町3-8-8	平成24年3月31日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1丁目3番27号	平成25年7月31日
トリム薬局 六日町店	南魚沼市六日町2803番地2	平成25年9月30日

## ◎新潟県告示第1240号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 県立加茂病院
- 2 所在地 加茂市青海町1丁目9番1号
- 3 有効期間 平成25年11月14日から  
平成28年11月13日まで

### ◎新潟県告示第1241号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年10月29日

新潟県魚沼地域振興局長

#### 1 就任

理事	魚沼市古新田23番地20	大平 悦子 (理事長)
〃	〃 下倉370番地	大屋 角政
〃	〃 徳田402番地2	滝沢 茂夫
〃	〃 吉水2304番地	武藤 久男
〃	〃 青島42番地4	高橋 正和
〃	〃 上原322番地	山内 久一
〃	〃 干溝796番地2	渡辺 順一
〃	〃 七日市新田64番地3	米山 芳夫
〃	〃 湯之谷芋川449番地	星 洋
〃	〃 小平尾93番地1	松田 光正
〃	〃 東中446番地	佐藤 廣治
〃	〃 今泉1189番地1	青山 裕一
〃	〃 山田1082番地	高林 義教
〃	〃 細野1226番地4	榎本 春実
〃	〃 長鳥甲805番地7	目黒 隆弥
〃	〃 穴沢1259番地1	穴沢孝一郎
〃	〃 大栃山728番地	大島 森利
監事	魚沼市山田723番地	星野 福光
〃	〃 和長島169番地	小山 勇夫
〃	〃 須原2398番地1	佐藤 芳隆

就任年月日 平成25年10月5日

#### 2 退任

理事	魚沼市和田68番地	坂西 満男 (理事長)
〃	〃 堀之内359番地1	吉田 英夫
〃	〃 田戸651番地1	大平 栄一
〃	〃 下新田343番地1	平沢 益男
〃	〃 吉水2304番地	武藤 久男
〃	〃 上原322番地	山内 久一
〃	〃 干溝796番地2	渡辺 順一
〃	〃 七日市新田64番地3	米山 芳夫
〃	〃 湯之谷芋川449番地	星 洋
〃	〃 小平尾93番地1	松田 光正
〃	〃 今泉1189番地1	青山 裕一
〃	〃 山田1082番地	高林 義教
〃	〃 細野1226番地4	榎本 春実
〃	〃 長鳥甲805番地7	目黒 隆弥
〃	〃 穴沢1259番地1	穴沢孝一郎
〃	〃 横根89番地	五十嵐友二

〃 〃 古新田23番地20 大平 悦子  
監事 魚沼市板木529番地 塩川 重禧  
〃 〃 竜光1895番地 星野 照男  
〃 〃 須原2759番地 五十嵐忠雄  
退任年月日 平成25年10月4日

## ◎新潟県告示第1242号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成25年8月27日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社名目所建設  
齋藤 由隆
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区松浜新町32-25
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第22808号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成25年8月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年9月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
東邦産業株式会社  
五十嵐 祐司
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区医学町通2-10-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第3996号
- 5 処分の内容 土木工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年9月9日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社入山  
入山 由美子
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区坂井東5-23-21
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第23762号
- 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年9月11日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社進栄工業  
登坂 哲
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市南区大倉613
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第22236号
  - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成25年9月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社山際工務店  
山際 京子
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区木場94
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第14309号
  - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成25年9月13日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
新潟地域住宅相談  
南 和男
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区川岸町3-17-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44124号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成25年9月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
星野材木店  
星野 久衛
  - 3 主たる営業所の所在地  
胎内市新和町3-7
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第13401号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年9月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社鈴木組  
鈴木 義雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市大字島田233
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第10156号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成25年9月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社新和冷熱工業  
久保 町子
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市青島町2707-12
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第17284号
  - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成25年9月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
長岡土建工業株式会社  
櫻井 正行
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市干場2-4-20
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-23)第6239号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成25年9月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社リアライズ  
左近 聖一
  - 3 主たる営業所の所在地  
五泉市旭町3-32
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43303号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年9月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社池田住研  
池田 茂
  - 3 主たる営業所の所在地  
妙高市大字上四ッ屋211-10
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第41489号
  - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年9月30日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社丸金建材運輸  
金子 敏明
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市羽茂村山807-3
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43688号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年10月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
I S I 技巧  
石井 芳夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
北蒲原郡聖籠町東港7-6068-29
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42895号
  - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年10月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
建築白石  
白石 満
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字西谷内55-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42581号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実
-

平成25年9月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年10月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社中山商会  
中山 新六
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市住吉町5-2-17
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第12261号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年10月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年10月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社安藤物産  
安藤 好圓
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市畑野甲576-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第42066号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年10月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年10月3日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社野本木工所  
野本 誠造
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市新町1-4-10
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第43041号
  - 5 処分の内容 大工工事業、内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年10月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年10月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社大沢組  
大澤 泰史
-



## 3 主たる営業所の所在地

新潟市東区中山7-34-10

## 4 許可番号 新潟県知事許可(特-23)第2018号

## 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成25年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

## ◎新潟県告示第1243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 345号

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市海老江字義平松2073番から 同市福田字十日市344番1まで	新	(A) 7.0~38.0メートル	1,596.4メートル
		(B) 7.0~37.0メートル	1,591.0メートル
	旧	7.0~38.0メートル	1,596.4メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 2 路線の重用

一部区間県道新潟新発田村上線と重用

## ◎新潟県告示第1244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 路線名 一般国道 345号

## 2 供用開始の区間

村上市海老江字義平松2073番から同市福田字十日市344番1まで

## 3 供用開始の期日 平成25年10月29日

## ◎新潟県告示第1245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 新潟新発田村上線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市福田字十日市475番1まで	新	(A) 7.0～37.0メートル	1,396.7メートル
		(B) 7.0～37.0メートル	1,386.4メートル
	旧	7.0～37.0メートル	1,396.7メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
一部区間一般国道345号と重用

◎新潟県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新潟新発田村上線
- 2 供用開始の区間  
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から同市福田字十日市475番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月29日

◎新潟県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大面保内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市吉野屋字松原甲 1019 番 2 から 同市吉野屋字松原甲1057番まで	新	4.0～15.0メートル	149.6メートル
	旧	3.7～4.3メートル	150.2メートル

◎新潟県告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 大面保内線

## 2 供用開始の区間

三条市吉野屋字松原甲1019番2から同市吉野屋字松原甲1057番まで

## 3 供用開始の期日 平成25年10月29日

## ◎新潟県告示第1249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水瀬(1)地区	南魚沼市清水瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺野沢(2)地区	南魚沼市樺野沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之入川(1)地区	南魚沼市大沢、樺野沢	次の図のとおり	土石流
城之入川(2)地区	南魚沼市樺野沢	次の図のとおり	土石流
北沢川(1)地区	南魚沼市樺野沢	次の図のとおり	土石流
北沢川(2)地区	南魚沼市樺野沢	次の図のとおり	土石流
要害地区	南魚沼市大沢、樺野沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水瀬(1)地区	南魚沼市清水瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樺野沢(2)地区	南魚沼市樺野沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之入川(2)地区	南魚沼市樺野沢	次の図のとおり	土石流
北沢川(1)地区	南魚沼市樺野沢	次の図のとおり	土石流
北沢川(2)地区	南魚沼市樺野沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称  
小千谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 小千谷都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・8号木津小千谷停車場線
- 3 事業施行期間  
平成25年10月29日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
新潟県小千谷市東栄1丁目及び旭町地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
非接触表面形状測定機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成25年10月2日
- 6 落札者の氏名及び住所  
轟産業株式会社新潟支店  
新潟県新潟市中央区東大通1丁目9番5号
- 7 落札価格  
19,876,500円
- 8 入札公告日  
平成25年8月20日
- 9 落札方式  
最低価格

## 病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月29日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(病院の職制上の職) <b>第20条</b> 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 (略) 社会復帰部 社会復帰部長 社会復帰副部長 <u>看護師長 副看護師長</u> (略)	(病院の職制上の職) <b>第20条</b> 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 (略) 社会復帰部 社会復帰部長 社会復帰副部長 (略)

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市中 央区	(略) 東新潟病院	(略) 新潟市中央区姥ヶ 山274-1	新潟市中 央区	(略) 東新潟病院	(略) 新潟市中央区姥ヶ 山274-1
	老人保健施設 緑樹 苑 (略)	新潟市中央区神道 寺2丁目4-24 (略)		日本歯科大学医科病 院 日本歯科大学新潟病 院 緑エスポワール病院	新潟市中央区浜浦 町1丁目8 新潟市中央区浜浦 町1丁目8 新潟市中央区神道 寺2丁目4-24
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

新潟県教育委員会告示第14号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成25年10月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄の表中太線に囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

改正後										改正前									
<b>別表第2 県立高等学校</b>										<b>別表第2 県立高等学校</b>									
県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員				県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員					
本 校 名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	本 校 名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年		
(略)																			
新潟県立佐渡高等学校		普通				200	200	200		普通				200	200	200			
相川分校		普通 (単位制)				35				普通 (単位制)									
新潟県立羽茂高等学校		普通				80	80	80		普通				80	80	80			
新潟県立相川高等学校		普通					80	80		普通				80	80	80			
新潟県立佐渡総合高等学校		総合 (単位制)				440				総合 (単位制)				440					

教育委員会公告

平成26年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集について（公告）

平成26年4月県立高等学校の全日制の課程・定時制の課程のそれぞれの第1学年に入学させる生徒並びに通信制の課程の生徒を次により募集する。

平成25年10月29日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 全日制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
村上高等学校	普通	5学級	200人
村上桜ヶ丘高等学校	総合 (単位制)	5学級	200人
中条高等学校	普通	5学級	200人
新発田高等学校	普通	7学級	280人
	理数	1学級	40人
	計	8学級	320人
西新発田高等学校	普通	4学級	160人
新発田南高等学校	普通	4学級	160人
	機械工学	1学級	40人
	電子情報工学	1学級	40人
	建築工学	1学級	40人
	土木工学	1学級	40人
	計	8学級	320人

新発田農業高等学校	生物資源	2学級	80人
	食品科学	1学級	40人
	環境科学	2学級	80人
	計	5学級	200人
新発田商業高等学校	商業	5学級	200人
	情報処理	1学級	40人
	計	6学級	240人
阿賀野高等学校	普通	4学級	160人
阿賀黎明高等学校	普通	2学級	80人
五泉高等学校	総合 (単位制)	6学級	240人
村松高等学校	普通	3学級	120人
新津高等学校	普通	7学級	280人
新津工業高等学校	工業マイスター	1学級	40人
	生産工学	2学級	80人
	ロボット工学	1学級	40人
	日本建築	1学級	30人
	計	5学級	190人
新津南高等学校	普通	5学級	200人
豊栄高等学校	普通	5学級	200人
新潟北高等学校	普通	8学級	320人
新潟東高等学校	普通	8学級	320人
新潟高等学校	普通	7学級	280人
	理数	2学級	80人
	計	9学級	360人
新潟中央高等学校	普通	6学級	240人
	普通(学究コース)	2学級	80人
	食物	1学級	40人
	音楽	1学級	40人
	計	10学級	400人
新潟南高等学校	普通	8学級	320人
	普通(理数コース)	1学級	40人
	計	9学級	360人
新潟江南高等学校	普通	8学級	320人
新潟商業高等学校	総合ビジネス	5学級	200人
	情報処理	2学級	80人
	国際教養	2学級	80人
	計	9学級	360人
新潟向陽高等学校	普通	8学級	320人
白根高等学校	普通	3学級	120人
新潟西高等学校	普通	6学級	240人
	普通(学励コース)	2学級	80人
	計	8学級	320人



新潟工業高等学校	機 械	2 学級	80人
	電 気	2 学級	80人
	建築 (建築コース)	1 学級	40人
	建築 (建築設備コース)	1 学級	40人
	土 木	1 学級	40人
	工業化学	1 学級	40人
	計	8 学級	320人
巻高等学校	普 通 (単位制)	8 学級	320人
巻総合高等学校	総 合 (単位制)	6 学級	240人
吉田高等学校	普 通	5 学級	200人
分水高等学校	普 通	3 学級	120人
三条高等学校	普 通	7 学級	280人
三条東高等学校	普 通	7 学級	280人
新潟県央工業高等学校	機械加工	2 学級	80人
	電子機械	1 学級	40人
	情報電子	1 学級	40人
	建設工学	1 学級	40人
	計	5 学級	200人
三条商業高等学校	総合ビジネス	5 学級	200人
加茂高等学校	普 通	5 学級	200人
加茂農林高等学校	生産技術	3 学級	120人
	食品技術	1 学級	40人
	生物工学	1 学級	40人
	環境緑地	1 学級	40人
	計	6 学級	240人
見附高等学校	普 通	4 学級	160人
長岡高等学校	普 通	6 学級	240人
	理 数	2 学級	80人
	計	8 学級	320人
長岡大手高等学校	普 通	6 学級	240人
	家 政	1 学級	40人
	計	7 学級	280人
長岡向陵高等学校	普 通	7 学級	280人
長岡農業高等学校	生産技術	2 学級	80人
	食品科学	1 学級	40人
	生活環境	1 学級	40人
	計	4 学級	160人
長岡工業高等学校	機械工学	2 学級	80人
	電気電子工学	2 学級	80人
	物質工学	1 学級	40人
	産業デザイン	1 学級	40人
	計	6 学級	240人
長岡商業高等学校	総合ビジネス	5 学級	200人
	情報ビジネス	1 学級	40人
	計	6 学級	240人
正徳館高等学校	普 通	2 学級	80人

栃尾高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
小千谷高等学校	普 通	6 学級	240人
小千谷西高等学校	総 合 (単位制)	4 学級	160人
小出高等学校	普 通	4 学級	160人
国際情報高等学校	国際文化 情報科学 計	2 学級	80人
		2 学級	80人
		4 学級	160人
六日町高等学校	普 通	6 学級	240人
八海高等学校	普 通 体 育 家庭福祉 計	1 学級	40人
		1 学級	40人
		1 学級	40人
		3 学級	120人
塩沢商工高等学校	機械システム 商 業 計	2 学級	80人
		2 学級	80人
		4 学級	160人
十日町高等学校	普 通	7 学級	280人
十日町総合高等学校	総 合 (単位制)	4 学級	160人
川西高等学校	普 通	2 学級	80人
松代高等学校	普 通	2 学級	80人
柏崎高等学校	普 通 普通(理数コース) 計	4 学級	160人
		1 学級	40人
		5 学級	200人
柏崎常盤高等学校	普 通	4 学級	160人
柏崎総合高等学校	総 合 (単位制)	4 学級	160人
柏崎工業高等学校	機 械 電子機械 電 気 工業化学 計	1 学級	40人
		1 学級	40人
		1 学級	40人
		1 学級	40人
		4 学級	160人
久比岐高等学校	普 通	3 学級	120人
安塚高等学校	普 通	1 学級	40人
松之山分校	普 通 計	1 学級	40人
		2 学級	80人
高田高等学校	普 通 理 数 計	6 学級	240人
		1 学級	40人
		7 学級	280人
高田北城高等学校	普 通 生活文化 計	6 学級	240人
		1 学級	40人
		7 学級	280人
高田農業高等学校	生物資源 食品科学 農業土木 計	2 学級	80人
		1 学級	40人
		1 学級	40人
		4 学級	160人

上越総合技術高等学校	機械工学	1 学級	40人
	メカトロニクス	1 学級	40人
	電子情報	1 学級	40人
	電気工学	1 学級	40人
	建築・デザイン	1 学級	40人
	環境土木	1 学級	40人
	計	6 学級	240人
高田商業高等学校	総合ビジネス	4 学級	160人
有恒高等学校	普通	2 学級	80人
新井高等学校	総合 (単位制)	4 学級	160人
糸魚川高等学校	普通	5 学級	200人
糸魚川白嶺高等学校	総合 (単位制)	4 学級	160人
海洋高等学校	海洋科学	1 学級	35人
	食品科学	1 学級	40人
	海洋工学	1 学級	35人
	計	3 学級	110人
佐渡高等学校	普通	5 学級	200人
羽茂高等学校	普通	2 学級	80人
佐渡総合高等学校	総合 (単位制)	4 学級	160人
村上中等教育学校	普通 (後期課程)	2 学級	80人
燕中等教育学校	国際科学 (後期課程)	2 学級	80人
津南中等教育学校	普通 (後期課程)	2 学級	80人
柏崎翔洋中等教育学校	普通 (後期課程)	2 学級	80人
直江津中等教育学校	普通 (後期課程)	3 学級	120人
佐渡中等教育学校	普通 (後期課程)	2 学級	80人

## 募集方法について

上越総合技術高等学校は「機械工学科」と「メカトロニクス科」を「機械工学系」、「電子情報科」と「電気工学科」を「電気・情報系」、「建築・デザイン科」と「環境土木科」を「住環境系」として、系ごとに募集し、新発田南高等学校、新発田農業高等学校、新潟県央工業高等学校、加茂農林高等学校、長岡農業高等学校、長岡工業高等学校、柏崎工業高等学校、高田農業高等学校は全学科を一括して募集する。

また、阿賀黎明高等学校の学級数及び生徒数には、併設の阿賀黎明中学校からの進学者の学級数及び生徒数（1学級40人）が含まれ、村上中等教育学校、燕中等教育学校、津南中等教育学校、柏崎翔洋中等教育学校、直江津中等教育学校、佐渡中等教育学校にあっては、後期課程からの募集は行わない。

## 2 定時制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
荒川高等学校	普通（午前部） (単位制)	3 学級	105人
新発田南高等学校 豊浦分校	普通（午前部） (単位制)	1 学級	35人

新潟翠江高等学校	普通(午前部)	2学級	70人
	(午後部)	1学級	35人
	(単位制) 計	3学級	105人
長岡明德高等学校	普通(午前部)	3学級	105人
	(夜間部)	1学級	35人
	(単位制) 計	4学級	140人
堀之内高等学校	普通(午前部)	2学級	70人
	(午後部)	1学級	35人
	(単位制) 計	3学級	105人
十日町高等学校	普通	1学級	40人
出雲崎高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
高田南城高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
佐渡高等学校 相川分校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人

## 3 通信制の課程

学校名	学科名	生徒数
新潟翠江高等学校	普通	若干人
高田南城高等学校	普通	若干人

## 平成26年4月県立中学校及び県立中等教育学校の生徒募集について(公告)

平成26年4月県立中学校及び県立中等教育学校のそれぞれの第1学年に入学させる生徒を次により募集する。

平成25年10月29日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

## 1 県立中学校

学校名	学級数	生徒数
阿賀黎明中学校	1学級	40人

## 2 県立中等教育学校

学校名	学級数	生徒数
村上中等教育学校	2学級	80人
燕中等教育学校	2学級	80人
津南中等教育学校	2学級	80人
柏崎翔洋中等教育学校	2学級	80人
直江津中等教育学校	3学級	120人
佐渡中等教育学校	2学級	80人

## 出願資格

県立中学校又は県立中等教育学校の入学者選抜に出願することができる者は、平成26年3月に小学校又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者(児童に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。)とともに居住する自宅から通学可能な者
- (2) 新潟県教育委員会教育長が、特別に受検資格を承認した者